

学校給食の申込み及び口座振替手続についての確認事項

- 1 岡崎市立の小中学校に在籍する間、継続して給食が提供されます。
- 2 特別に配慮すべき事由が生じた場合、給食提供日の5日前（土日祝含まず）までに各学校へ連絡すれば、変更（キャンセル）することができます。
- 3 傷病等（入院含む）で学校を欠席した場合等、給食を食べていない場合でも、2の期限までに御連絡が無い場合学校給食費は請求されます。
- 4 インフルエンザ・台風等の止むを得ない事由により、学校・学年・学級単位で給食が実施されない場合、学校給食費は請求されません。
- 5 食物アレルギー等に関する一義的責任は保護者にあります。各種帳票を活用し、誤食等のないよう御注意ください。また、学校給食を利用して、アレルギー等で除去している食材を徐々に食べられるように練習することは決してしないでください。
- 6 経済的な理由でお困りのかたに学校での学習に必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。制度については各学校もしくは教育委員会学校指導課（0564-23-6425）へお問合せください。
- 7 学校給食費の滞納分について、児童手当からの充当を実施しております。その場合、別途申出書の提出が必要です。詳しくは教育委員会総務課給食管理係（0564-23-6426）へお問合せください。
- 8 口座振替日は毎翌月15日ごろを予定しています。
 - ※1 7月分の学校給食費は9月15日ごろに口座振替を行います。
 - ※2 2、3月分は同時に3月10日ごろに口座振替を行います。
- 9 学校給食費は、学校給食法第11条第2項に基づき食材料費の実費分のみを保護者様に負担としています。金額については、口座振替日の1週間前に学校から配布される学校給食費納入通知書を御確認ください。
- 10 口座振替は、学校給食費の他に学校諸費（学年費、PTA会費等）も同時に振替しますが、学校によっては振替しない場合があります。
- 11 振替結果は預貯金口座の通帳に記帳して御確認ください。通帳には「キウシヨクヒトカサ」と記帳されます。
- 12 原則前日までに入金をお願いします。口座振替日に振替できなかった場合、再振替はできません。振替できなかった学校給食費については、後日岡崎市から督促状兼納付書を送付いたします。
- 13 振替できなかった学校諸費については、学校から納付方法について連絡があります。
- 14 一度手続された振替口座は、岡崎市立の小中学校に在籍する場合継続して利用いたします。
- 15 「おかしんアプリ」に入力された情報は、学校給食費の請求に使用させていただきます。また、担当者から問合せすることがあります。
- 16 口座情報が変更となる場合は再度提出してください。